

令和7年9月

住居表示区域内に不動産をお持ちの方へ お知らせ

居住物件以外に、今回の住居表示区域内に不動産をお持ちの場合は、お手数ですが同封した新旧対照案内図でお持ちの物件の新しい表示をご確認ください。

・ 建物（賃貸物件等）をお持ちの場合

新しい住所は、同封の案内図に記載があります。

（但し、居住、事務所、来訪等を目的としない建物には、住所は設定しません。）

・ 土地をお持ちの場合

「新町名 + 従前の地番」が新しい表示となります。

それぞれの詳しい表記については、『住居表示の手引き』P.5をご確認ください。

なお、集合住宅をお持ちの場合は、別途、『町名表示板』及び『住居番号表示板』を配付させていただきます。